奨学金について

東京学芸大学 学生課

本学で扱う奨学金は、「日本学生支援機構の奨学金」、「財団法人・自治体等の一般奨学金」、そして本学独自の「学芸むさしの奨学金」の３種類です。

１．日本学生支援機構奨学金

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難がある学生に対し貸与されます。貸与基準（学力・家計・人物）により選考が行われます。本学の大学院生が最も多く利用している奨学金ですが、貸与終了後は、原則、**返還の義務**が生じ、毎月決められた金額を返還することになります。

※家計基準は、学生本人（と配偶者）の収入が審査対象となります。父母等の収入は審査対象となりません。

○ 奨学金の種類：第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）の二種類があります。

奨学金種類	利　子	利　　率	貸 与 月 額 等※１	貸 与 期 間 等
第一種	無利子	―	修士課程：5 万・8 万 8 千円から選択 博士課程：8 万・12 万 2 千円から選択	修士課程：２年間 博士課程：３年間 （標準修業年限）
第二種	有利子	①利率固定方式 ②利率見直し方式 から選択 （年３％が上限） （在学中無利子）	5 万・8 万・10 万・13 万・15 万円から選択　※１	同上 （標準修業年限） ただし、長期履修者は長期履修課程の修業年限の終期まで ※２
入学時特別増額貸与	有利子	基本月額に係る利率に 0.2％上乗せした利率 （在学中無利子）	10 万・20 万・30 万・40 万・50 万円から選択 （入学時のみ）※１	初回振込時一括

- 外国人留学生、定職に就いている人（休職等で定期収入の無い場合は除く）、週 21 時間以上のアルバイトに従事する人、勤務先から派遣されて在学する人は、一定の条件を満たさなければ申請できません。
- 既に他の大学院（修士・博士前期課程）で日本学生支援機構（旧育英会）の奨学金を借りたことがある人は、申し込むことができない場合があります。

※１　貸与月額は、前年度入学者の金額です。改定が行われた場合には、新月額での募集となります。

※２　長期履修を承認された人は、第二種奨学金の貸与期間が２年間ではなく、長期履修課程の修業年限の終期までとなります。**第一種奨学金の貸与期間は、通常課程の標準修業年限と同じ２年間**です。

○ 申請手続きについて

入学前に申し込む『**予約採用**』と、入学後に申し込む『**在学採用**』があります。

（推奨）予約採用：入学前年の秋に申し込み（申請手順は９月中旬にＨＰ掲載予定）

在学採用：入学直後の４月に申し込み（申請手順は３月下旬にＨＰ掲載予定）

※予約採用は、本学大学院へ出願・入学する意志があれば申請可能です。

東京学芸大学ホームページ　奨学金制度　https://www.u-gakugei.ac.jp/scholarship/

○　特に優れた業績による返還免除について

日本学生支援機構の大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部が返還免除される制度があります。

２．　財団法人・自治体等の一般奨学金

本学に通知のあった奨学生募集の案内は、以下のホームページに掲載しています。

東京学芸大学ホームページ　奨学金制度　一般奨学金案内ＨＰ（随時更新）

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~syougaku/bosyu.html

３．東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金」

本学に在学する学生(博士課程を除く)の勉学意欲の向上や有意義な学生生活を援助することを目的とした、本学独自の奨学金制度（給付型）です。

○　学資支援奨学金

対　　象：　授業料免除申請者の中で、「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」を満たしている者のうち、当該学期の授業料免除を受けられなかった者

給 付 額：　①大学院教育学研究科に在学する学生：１０万円
②大学院教育学研究科に在学する学生（長期履修を認められた者）：５万円
※但し①に該当する者と同額の授業料（追徴金を除く）を納入する場合は１０万円

手 続 き：　上記対象者は自動的に選考の対象となります。

採　　用：　春学期、秋学期、それぞれの学期に採用を決定します。
（採用は、当該年度の予算範囲内の人数となります。）

結果通知：　春学期：７月上旬、秋学期：１２月上旬　（採用された者にのみ直接通知します）

○　緊急支援奨学金

対　　象：　父母若しくはこれに代わって家計を支えている者（家計支持者）の死亡、重病若しくは重大な事故等により家計が急変し、又は災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害若しくはこれらの災害に準ずる程度の被害により家計が急変し、修学が困難になった者

給 付 額：　３０万円又は１５万円　（世帯の総所得金額により給付額が変わります。）

手 続 き：　家計急変等の事実があり、申請があった都度受け付けます。

採　　用：　その都度採用を決定します。（採用は、当該年度の予算範囲内の人数となります。）
※採用は１事由につき１度限りですので、継続的な支援制度として、授業料免除制度や日本学生支援機構奨学金も利用してください。

提出書類：　奨学金申請書（本学所定用紙）に家計の急変又は地震・火災・風水害等の被害を証明する書類、所得証明書（市区町村所定の様式）及びその他の必要書類を提出してください。
書類の詳細は学生課３番窓口へ申し出てください。

結果通知：　申請から約１ヶ月後を目途に学生本人へ通知します。

〔問合せ先〕〒184-8501　東京都小金井市貫井北町4-1-1　東京学芸大学
学生課学生支援係（中央２号館２階　学生課３番窓口）
TEL：042-329-7187　E-mail：syougaku@u-gakugei.ac.jp